

【Q&A】令和7年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

令和7年5月12日更新

| 区分         | No. | 質問                                                   | 回答                                                                                                                                                          |
|------------|-----|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象施設について | 1   | 支援金支給対象施設について教えてください。                                | 以下の施設（地方公共団体が設置したものを除く。）が対象となります。<br>・介護老人福祉施設（定員29名以下は除く。）<br>・介護老人保健施設<br>・介護医療院<br>・養護老人ホーム<br>・軽費老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く） |
|            | 2   | 有料老人ホームですが、支援金支給対象施設になりますか。                          | 有料老人ホームは、支給対象ではありません。                                                                                                                                       |
|            | 3   | サービス付き高齢者向け住宅ですが、支援金支給対象施設になりますか。                    | サービス付き高齢者向け住宅は、支給対象ではありません。                                                                                                                                 |
|            | 4   | 定員29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ですが、支援金支給対象施設になりますか。      | 定員29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、支給対象ではありません。                                                                                                                   |
|            | 5   | 都市型軽費老人ホームですが、支援金支給対象施設になりますか。                       | 都市型軽費老人ホームは、支給対象ではありません。                                                                                                                                    |
|            | 6   | 地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームですが、支援金支給対象施設になりますか。 | 地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは、支給対象ではありません。                                                                                                              |
|            | 7   | 公設民営の指定管理施設も対象となりますか。                                | 公設民営の指定管理施設は、支給対象ではありません。                                                                                                                                   |

【Q&A】令和7年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

令和7年5月12日更新

| 区分              | No. | 質問                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 他の事業としての併給について  | 8   | 市区町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができますか。                                      | 市区町村の事業と本事業について、対象経費に重複がある場合は、どちらか片方に申請して頂くことになります。<br>なお、都と市区町村の補助金等が併給可能なケースは、以下を想定しております。<br>①市区町村補助事業等が、対象経費を定めていない場合<br>②市区町村補助事業等の対象経費に、光熱費、食費を含んでいない場合<br>③市区町村補助事業等の対象経費に光熱費、食費が含まれているが、市区町村への申請の際に、光熱費、食費を除いて申請を行う場合 |
| 対象者及び支給額の算定について | 9   | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設している短期入所者生活介護の利用者のうち、特定入所者介護サービス費の対象者がいますが、交付要綱の別表における対象者となりますか。 | 短期入所者生活介護の利用者については、交付要綱の別表における対象者ではありません。                                                                                                                                                                                     |
|                 | 10  | 令和7年4月1日に開設した施設ですが、各月1日における別表に定める対象者の人数を基に算定していくのでしょうか。                                | 開設後3か月を経過した日の属する月までは、「各月1日における別表に定める対象者の人数」を「各日における別表に定める対象者の合計数を当該月の実日数で除した日数（小数点以下切り上げ）」に読み替えて算定します。                                                                                                                        |
|                 | 11  | 月の途中で休止・廃止予定の施設ですが、休止・廃止の該当月についても月額の基本単価を適用するのでしょうか。                                   | 休止又は廃止した月の基本単価については、開設日数を当該月の実日数で除した単価を適用します。申請方法が通常と異なるため、事前に事務局までご連絡ください。                                                                                                                                                   |
| 申請手続について        | 12  | 申請は施設単位ですか。あるいは法人単位ですか。                                                                | 施設単位で申請してください。                                                                                                                                                                                                                |
|                 | 13  | 介護保険事業所番号を複数持っている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ですが、事業所番号ごとに申請になりますか。それともまとめた申請になりますか。             | 介護保険事業所番号を複数持っている施設は、事業所番号ごとに申請してください。                                                                                                                                                                                        |
|                 | 14  | 印鑑証明書の発行年月日の指定はありますか。                                                                  | 令和7年4月1日以降に取得した印鑑証明書を提出してください。<br>ただし、印鑑や記載事項等に変更があった場合は、変更後に取得したものを提出してください。                                                                                                                                                 |
|                 | 15  | 1法人で複数施設申請する場合、印鑑証明書及び口座振替依頼書は複数施設分の原本が必要となりますでしょうか。                                   | 印鑑証明書は原本1部と写しを提出してください。<br>支払金口座振替依頼書は全施設分原本を提出してください。                                                                                                                                                                        |